

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

平成18年7月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	開閉所碍子洗浄タンクの点検時、出口配管エキスパンション保護カバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	
2	1号機	主蒸気隔離弁室換気空調系局所空調機（HVH-24）において、「温度高」の警報発生が認められたため、空調装置の調整を検討	D	
3	2号機	タービン補機冷却水ポンプ（B）において、ベント配管ねじ込み部に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	タービン補機冷却水系エリア換気空調系局所空調機（HVH-26）において、フィルタに汚れが認められたため、フィルタを交換	D	
5	3号機	中央制御室原子炉水pH検出器において、手分析値との相違が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
6	4号機	廃棄物処理建屋2階ホイストクレーン（10t）にて資材を移動中、ホイストクレーン部品（V型鋼材）に破損による落下事象が認められたため、当該部品を修理及び原因調査	C	
7	5号機	廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水系の凝縮水受けタンクにおいて、レベルゲージ上段用バルブのボンネット付ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付け	D	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）の機関冷却水入口配管において、ベント弁のハンドルに外れが認められたため、当該ハンドルを取付け	D	
9	集中環境施設	補機冷却海水ポンプ（A）の吐出配管ドレン弁（R23-F560A）において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク（A・B）の液位記録計（LR-R18-003）において、指示不良（1～2%/日の変動）が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで